

長岡市公告第143号

簡易評価型プロポーザル方式による計画策定業務委託の実施について（公告）

簡易評価型プロポーザル方式による計画策定業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

平成26年6月12日

長岡市長 森 民 夫

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、U・Iターン促進ポータルサイト等制作業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

2 委託概要

- (1) 委託番号 長商雇委第7号
- (2) 委託名 U・Iターン促進ポータルサイト等制作業務委託
- (3) 委託期間 平成26年7月中旬（予定）から平成27年3月31日まで
- (4) 委託内容 U・Iターン促進ポータルサイト等制作業務

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 長岡市内に本社又は支店機能が所在する事業者であること。
- (2) 過去2年間に、自社でホームページの制作実績があり、受託業務を効果的に企画、実施できる社内体制が整備されていること（ポータルサイト制作以外の業務については、本市と協議の上、必要に応じ一部を外部委託することを認めます。）
- (3) 障害者の雇用状況について、公共職業安定所へ報告義務のある企業は、直近の障害者の雇用率が、法定雇用率を超えていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) この公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) この公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手

続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、平成26年6月19日（木曜日）までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（第2号様式）を長岡市商工部商業振興課に提出してください。

提出方法は、持参、郵送（配達確認ができるものに限り、提出期限までに必着のこと。）、ファックス又は電子メールとします。

ただし、ファックス及び電子メールの場合は、着信を確認してください。

5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者は、平成26年6月23日（月曜日）までに、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（第3号様式）により質問することができます。

質問に対しては、平成26年6月25日（水曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 提案書の提出について

当該プロポーザルの提案書は、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限 平成26年7月2日（水曜日）午後5時（必着）

(2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限り、）

(3) 提出場所 住 所 〒940-0062 長岡市大手通2-6

フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎6階

長岡市商工部商業振興課 雇用促進係

電 話 0258-39-2228 FAX 0258-36-7385

e-mail syougyo@city.nagaoka.lg.jp

7 提案を求める事項

(1) 会社概要（様式任意）

- ・社名
- ・本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- ・資本金
- ・従業員数（本社及び支社、支店、営業所等別）
- ・業務内容

(2) 過去2年間における主なホームページ制作実績（様式任意）

(3) 今年度の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所へ報告義務のある企業のみ）

(4) 本業務の担当予定者の氏名（様式任意）

担当予定者が複数である場合は、主担当者を明示すること。

(5) 本業務への取組体制（様式任意）

本業務への対応予定体制、本市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制

(6) 提案内容（様式任意）

提案は説明書の記載内容に従って明瞭に作成すること。なお、提案に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・U・I ターンの促進について、貴社の現時点における認識や考え方を記載すること。
- ・全体として各事業が連動した企画提案になっていること。
- ・U・I ターンのメインターゲットとなる若年層（20代、30代、結婚・子育て世代）のニーズを意識した企画提案であること。
- ・提案書は、完成品をイメージできる内容とするが、使用する写真等は既存のパンフレットやホームページ等から流用したものを使用して差し支えないこと。
- ・ポータルサイト制作以外の業務を外部へ再委託する場合は、再委託する業務と再委託先（会社名、所在地及び代表者名）を記載し、再委託の理由も明記すること。

(7) 会社のアピールポイント

(8) 費用見積り

事業費見積額の算出根拠として、各業務別に具体的な内容と経費（千円単位）で記載してください。また、ポータルサイトの制作については、次年度以降のランニングコストも記載すること。

※業務別経費割合の目安

(1) HP : (2) 広報宣伝 : (3) リーフレット = 5 : 4 : 1

(9) 業務スケジュール

契約後の業務実施スケジュール

8 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、次の各要件に該当するものの中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が、予算額以内であること。
- (3) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

9 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

10 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出いただいた提案書は、返却しません。

- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとします。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めません。